

建設工事等最低制限価格制度事務処理要領

平成22年4月1日

最終改正：令和6年9月4日

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が発注する建設工事及び森林整備業務（以下「建設工事等」という。）について極端な低価格による受注を防止するため、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第2項の規定に基づく最低制限価格制度について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要領において、「最低制限価格制度」とは、競争入札による請負契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格（失格基準価格のみを設定してある場合は、失格基準価格）以上の価格をもって有効な入札をした者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする制度をいう。

(対象工事等)

第3条 最低制限価格制度の対象とする建設工事等は、設計金額が130万円を超える建設工事及び設計金額が50万円を超える森林整備業務とする。

2 前項の規定にかかわらず、特別な事情があるときは、最低制限価格及び失格基準価格を設定しないことができる。ただし、最低制限価格を設定しない場合でも、失格基準価格のみを設定することができる。

(最低制限価格の設定)

第4条 最低制限価格は、次の各号により算定した価格とする。

- (1) 入札書比較価格を超える入札者及び入札書比較価格に10分の8.95を乗じた額（百円の位を四捨五入する。）未満の入札者を失格とする。
- (2) 前号で残った入札者のうち、入札額の平均値（小数第1位を四捨五入する。）に「標準偏差×1.5」を加算及び減算した額（小数第1位を四捨五入する。）の範囲内の者を算定対象者とし、範囲外の者は失格とする。
- (3) 算定対象者が3者未満の場合には、入札書比較価格に10分の8.95を乗じた額（百円の位を四捨五入する。）を最低制限価格とする。
- (4) 算定対象者が3者以上の場合には、算定対象者の入札額を平均した額（百円の位を四捨五入する。）を最低制限価格とする。ただし、その額が入札書比較価格に10分の9.45を乗じた額（百円の位を四捨五入する。）を超える場合にあっては、入札書比較価格に10分の9.45を乗じた額（百円の位を四捨五入する。）を最低制限価格とする。

(失格基準価格)

第5条 失格基準価格は、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

(落札者の決定)

第6条 最低制限価格又は失格基準価格のみを設定した入札において、当該最低制限価格又は失格基準価格を下回る入札が行われたときは当該入札者を失格とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格又は失格基準価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者又は落札候補者とする。

(最低制限価格制度の周知)

第7条 最低制限価格制度を適用するときは、入札の公告又は入札通知書（以下「通知等」という。）に当該入札が最低制限価格制度の対象となっていることを明記するものとする。

2 第3条第2項の規定により最低制限価格制度を適用しないときは、通知等に当該競争入札が最低制限価格制度の対象外であることを明記するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、最低制限価格制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成22年4月1日契第81号）

この要領は、平成22年4月1日から施行し、同日以後に入札の告示又は指名の通知を行う工事について適用する。

附 則（平成24年4月16日）

この要領は、平成24年4月16日から施行し、同日以後に入札の告示又は指名の通知を行う工事について適用する。

附 則（平成25年6月1日）

この要領は、平成25年6月1日から施行し、同日以後に入札の告示又は指名の通知を行う工事について適用する。

附 則（平成26年4月1日）

この要領は、平成26年4月1日から施行し、同日以後に入札の告示又は指名の通知を行う工事について適用する。

附 則（平成27年4月1日）

この要領は、平成27年4月1日から施行し、同日以後に入札の告示又は指名の通知を行う工事について適用する。

附 則（平成２８年４月２０日）

この要領は、平成２８年４月２０日から施行し、同日以後に入札の告示又は指名の通知を行う工事について適用する。

附 則（平成２９年４月２０日）

この要領は、平成２９年４月２０日から施行し、同日以後に入札の告示又は指名の通知を行う工事について適用する。

附 則（令和元年５月１日）

この要領は、令和元年５月１日から施行し、同日以後に入札の告示又は指名の通知を行う工事について適用する。

附 則（令和４年４月１日）

この要領は、令和４年４月１日から施行し、同日以後に入札の告示又は指名の通知を行う工事について適用する。

附 則（令和５年４月１日）

この要領は、令和５年４月１日から施行し、同日以後に入札の告示又は指名の通知を行う工事について適用する。

附 則（令和６年９月４日）

この要領は、令和６年９月１０日から施行し、同日以後に入札の告示又は指名の通知を行う工事について適用する。